# 守谷市立学校給食センター整備事業 事業者選定基準



令和元年6月14日 茨城県 守谷市

## 目 次

第	1	事業者選定基準の定義・・・・・・・・・・・・1
第	2	選定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第		審査の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・2
第	4	資格審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第	5	性能審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第	6	提案価格の確認 ・・・・・・・・・・・・・・6
第	7	提案価格の得点化方法・・・・・・・・・・・6
第	8	設計事務所の設計実績の得点化方法・・・・・・・・6
第	9	総合評価・・・・・・・・・・・・・・・6
第1	0	最優秀受託候補者の決定・・・・・・・・・・・・・・7

#### 第1 事業者選定基準の定義

本事業者選定基準は、守谷市(以下「市」という。)が 守谷市立学校給 食センター整備事業(以下「本事業」という。)を実施する者の選定を行う に当たり、『守谷市立学校給食センター整備事業プロポーザル審査委員会』 (以下「審査委員会」という。)において、本事業の受託候補者を選定する ための方法及び選定基準を示すものである。なお、本事業者選定基準は、 別に公表する募集要項等と一体をなすものである。

#### 第2 選定方法等

#### 1 選定方式

本事業を実施する者には、守谷市立学校給食センター(以下「本施設」という。)の施設整備業務及び開業準備業務の各業務を通じて、事業者の 広範かつ高度な能力やノウハウ等が求められるものであり、それらを総 合的に評価して選定することが必要となる。

したがって、受託候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、価格のほか、施設や設備機器及び調理機器等の性能等、事業者の有する高度な能力やノウハウ等の価格以外の要素も加味して総合的に評価して決定する。

#### 2 選定方法

選定は、事業者の資格有無を判断する『資格審査』と、事業者の提案 内容を審査する『性能審査』の2段階に分けて実施する。

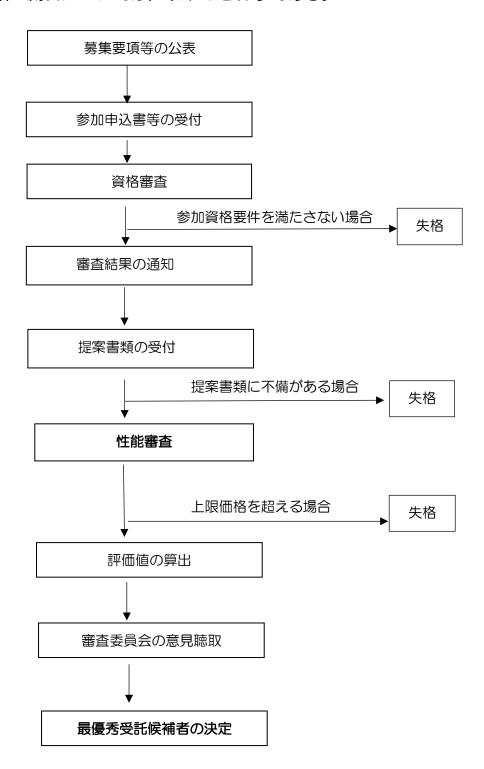
なお, 資格審査の結果は, 応募者の選定をするためにのみ用いるものと し, 性能審査には持ち越さない。

#### 3 選定の体制

市は、提案内容の審査に関して、『守谷市立学校給食センター整備事業プロポーザル審査委員会』を設置しており、審査委員会において提案書類の内容に関する意見交換 , 並びに審査・点数化及び評価点の算出を行い、 受託候補者及び次点受託候補者の選定を行う。選定された受託候補者を、 最優秀受託候補者として決定する。

#### 第3 審査の流れ

審査の手順・流れについては、以下のとおりである。



#### 第4 資格審査

資格審査は、募集要項等に示す事業者の備えるべき資格要件(参加者の資格審査項目書 < 様式 7 > )を満たしているか否かの確認を行う。参加資格要件不備の場合は、失格とする。審査の結果は代表企業に通知する。なお、本資格審査を通過した応募者のみ提案書類の提出を行い、第5の性能審査を行うもとする。

#### 第5 性能審査

#### 1 審查項目

資格審査を通過した応募者の提案についてのみ審査を行うものとする。 提案書類に記載された内容について、次の方法に従い点数化する。

#### (1) 性能審査の基本方針

提案内容の点数化(配点及び配点基準)に当たっては、市が本事業に 期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定する。

性能審査は、事業者の提案内容について、以下に示す審査項目について配点基準に応じて点数化する。性能審査は、配点 120 点のうち、85 点を満点とし、その内訳は「性能審査項目の評価基準」に示す。なお、配点 120 点のうち残りの 35 点は、「第7で示す価格点」及び、「第8で示す設計事務所の設計実績点」により採点する。

#### (2) 審査における大項目別の配点

前述の性能審査の基本方針を踏まえ、配点を次のとおりとする。

	配点		
性能審	施設全般に関する事項	75点	
查点	開業準備に関する事項	10点	
価格点(	25点		
設計実績に関する事項(第8参照) 10点			
	120点		

#### (3) 審査項目の配点基準

審査項目の評価項目別に、次に示す 5 段階評価により点数を付与する。点数は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算定する。性能審査における評価の際は、参加グループ名及び企業名を伏せ、受付後に定めた受付番号(〇〇建設グループは「A」、〇〇建設グループは「B」)により、全ての審査を行う。

	評価区分	配点基準		
		(配点基準=配点×配点比率)		
Α	特に優れている。	配点×1.00		
В	AとCとの中間程度	配点×0.75		
С	優れている。	配点×0.50		
D	CとEとの中間程度	配点×0.25		
Е	要求水準書を満たす	配点×0.00		
	最小限の提案			

## 2 性能審査項目の評価基準

性能審査項目ごとの評価基準と配点は次のとおりとする。

## 【施設計画全般に関する事項 配点:75点】

評価項目		評価の主な観点		
中項	小項目		配点	様式
B				
	配置図	① 適切な配置計画	5	任意
		② 気象条件への配慮		A3×1
		③ 周辺住民へ配慮計画		枚
施設		① 衛生管理への対応	5	任意
計画	平面図	② 効率的な諸室配置		АЗ×З
全 般		③ 建築面積,床面積の機能的な縮減		枚以内
に関				
する		① 周辺との調和	5	任意
事項	立面図・断面図・外	② 建設費の低コストへの配慮		各A3×
	観図	③ 維持管理費の低コストへの配慮		2 枚以
				内, 但し
				外観図は
				任意
				A3×1
				枚

	設計概要•仕上表		<ul><li>① 調理作業への対応</li><li>② 衛生管理への対応, 労働環境への配慮</li></ul>	5	任意 各 A3× 3 枚以内
施計全にす事設画般関る	設計・施 工・維持 管 理 の 考え方	①設計	a 衛生管理への対応 b 食育推進への対応 c 防災への対応 d 環境配慮への対応 e 設計期間短縮への対応 f メンテナンスしやすい設備計画への対応 g 修繕計画への対応 h 既存センターの調理設備流用への対応 i アレルギーへの対応 j 配送車, コンテナへの対応 k 炊飯スペースへの対応	20	任意 各 A3× 6 枚以 内,
		②施工 ③調理設 備・調理 備品	a 施工計画への対応 b 工事中の工期短縮への対応 c 工事中の安全管理への対応 d 工事中の品質管理への対応 a 調理能力への対応 b 衛生管理への対応 c 労働環境への配慮	10	任意 各 A3× 3 枚以 内, 任意 各 A3× 12 枚以
	④自由提		a 事業者の強みを生かした提案等	10	内, 任意 各 A3× 1 枚以内

⑤市内企業への	a 市内企業への発注割合(発注額)は	10	様式12
発注割合	どの程度か。(定量評価)		
	*評価点=10 点×(応募者の市内		
	企業への発注額÷応募者のうちの		
	市内企業への最高発注額)		

#### 【開業準備に関する事項 配点: 10点】

評価項目				
中項目	小項目	評価の主な観点	配点	様式
5開業準備		a 取扱いに関する市への対応	10	各 A3
		b マニュアルの作成への対応		×3 枚
		c 習熟のための研修や調理リハーサ		以内
		ル支援への対応		
		d PR用パンフレット及びイメージビ		
		デオの作成への対応		
		e 供用開始後の運営支援への対応		

#### 第6 提案価格の確認

市は、見積書に記載された提案価格が、上限価格を超えていないことを確認する。提案価格が上限価格を超えた場合は失格とする。

#### 第7 提案価格の得点化方法

提案価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・性能審査に進んだ全応募者のうち、提案価格が最低である者を第 1 位とし、価格点の満点である 25点を付与する。
- その他の応募者価格点は、第 1 位の提案価格(最低提案価格)と当該提案参加者の提案価格(当該提案価格)との比率により算出する。 算出した得点の小数点第 3 位を四捨五入する。

価格点 = 25 点 × (最低提案価格/当該提案価格)

#### 第8 設計実績の得点化方法

設計実績を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。 設計実績対象は、衛生管理基準(平成9年文科省体育局長通知)の制定 後に、その基準に適合した同規模程度の学校給食センター(原則として 5,000食以上)の設計件数とする。

- ・性能審査に進んだ全応募者のうち、設計実績が最高である者を第 1 位とし、設計実績点の満点である 10 点を付与する。
- その他の応募者設計実績点は、第 1 位の設計実績(最高設計実績) と当該提案参加者の設計実績(当該設計実績)との比率により算出 する。算出した得点の小数点第 3 位を四捨五入する。

設計実績点 = 10 点 × (当該設計実績/最高設計実績) 設計実績は次にて算出する。 設計実績=Σ(処理能力数(食/日)×設計件数)

#### 第9 総合評価

審査委員会は,算定した総合評価値(性能審査点,価格点,設計実績点の合計)が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。

#### 第10 最優秀受託候補者の決定

市は、資格審査及び性能審査の結果により選定された受託候補者を 、 審査委員会の意見聴取を経て最優秀受託候補者として決定する。また、 その結果については、市ホームページ に公表する。

ただし、最優秀受託候補者以外の企業名は公表しない。